明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一九三～一九九）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同二〇〇～二〇二）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二〇三）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　五

告示

○財務省告示第百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千八十六億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千億千七百二十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千五百八十四億千八百七十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九千五百一億六千四百五万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二十九億六千九百万円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百七十四億円

特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千五百五億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　二兆四千八十一億八千三百五十四万円

ロ　非競争入札発行　二十九億六千八百四十九万五千二百七十円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千八百七十三億六千八百十四万二千円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　三千五百四億四千四十一万五千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十三年五月十六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭以上のそれぞれの応募価格

ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭三厘

十二　利率　年〇・二パーセント

十三　経過利子の払込み　(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{365}$$